

## 別表第 13 アイランドアイ地域における確認検査業務手数料（第 2 条 6 関係）

下記項目に全て該当する場合、適用を行う。

1. アイランドアイ地域：札幌市、石狩市、江別市、恵庭市、北広島市、千歳市、空知郡南幌町、小樽市、  
苫小牧市、岩見沢市、夕張郡長沼町、石狩郡当別町
2. 申請地：アイランドアイ地域
3. 申請代理者：アイランドアイ地域に所在を置く代理者
4. 申請事務所：札幌アイランドアイ事務所
5. 対象建築物等：床面積 500 ㎡以下の建築物及び建築設備（ホームエレベーターに限る）

【表 1】建築物に関する申請手数料（単位：円）

	申請部分の床面積	手数料の額		
		確認の申請手数料	中間検査の申請手数料	完了検査の申請手数料
第 1 類	30 ㎡以内のもの	20,000	10,000	12,000
	30 ㎡を超え、100 ㎡以内のもの	32,000	12,000	15,000
	100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	55,000	15,000	20,000
	200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	70,000	19,000	26,000
	計画変更申請	20,000		
第 2 類	30 ㎡以内のもの	7,000	10,000	12,000
	30 ㎡を超え、100 ㎡以内のもの	14,000	12,000	15,000
	100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	22,000	15,000	20,000
	200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	30,000	19,000	26,000
	計画変更申請	7,000		

第 1 類：第 2 類以外の建築物

第 2 類：法第 6 条の 4 による確認の特例有りの建築物

注) 以下の場合、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ①階避難安全検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10%
- ②全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 20%
- ③耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 20%
- ④防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10%
- ⑤天空率を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10%
- ⑥特定天井を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 20%
- ⑦構造計算適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料 ¥20,000

【表 2】 建築設備（ホームエレベーターに限る）に関する申請手数料（単位：円）

	手数料の額	
	確認の申請手数料	完了検査の申請手数料
昇降機（ホームエレベーター）	10,000	10,000